

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2024年1月号 (Vol.5)

I. 重要法令改正等の紹介

1. 最低賃金法の制定
2. 核心的重要技術に関するリストの公表
3. 証券取引所等の規則（上場会社等の董事会の設置及び職権行使に関する遵守すべき事項）の改正

II. コラム

1. 台湾における洋上風力発電開発の最新動向
- フェーズ3第2期を見据えた「ブロック開発サイト容量付与作業要点」の改訂、「フェーズ3第2期産業関連政策」及び「フェーズ3第2期行政契約サンプルの草案」の公表
2. 総統及び立法委員の選挙制度の要点解説

森・濱田松本法律事務所

弁護士 土屋 智弘

TEL. 03 5223 7740

tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

弁護士 鈴木 幹太

TEL. 03 6213 8118

kanta.suzuki@mhm-global.com

台湾弁護士 紀 鈞涵

TEL. 03 6266 8557

chunhan.chi@mhm-global.com

I. 重要法令改正等の紹介

1. 最低賃金法の制定

執筆担当：呉 思定、水本 真矢

2023年12月12日、台湾の立法院で「最低賃金法」¹（以下、「本法」）が可決され、2023年12月27日に公布され、2024年1月1日から施行されました。これまで、台湾においては、「最低賃金審議規則」²に基づき、最低賃金審議委員会³での審議及び行政院の審査を経て決定するという最低賃金⁴制度が存在していました。しかし、根拠が行政法規であること、最低賃金審議委員会の意義・役割が明確ではないこと⁵、最低賃金を決定する際の考慮要素が不透明であること⁶等の問題点があったことから、こ

¹ 中国語「最低工資法」

² 中国語「基本工資審議辦法」

³ 毎年第3四半期（7月～9月）に開催することとされています（最低賃金審議規則5条1項）。

⁴ 中国語「基本工資」

⁵ 例えば、規則上は毎年の審議が原則（最低賃金審議規則5条1項）とされていながら、実際には1998年から2006年の間は審議が行われていません。

⁶ 「最低賃金審議規則」は、最低賃金審議委員会は消費者物価指数（CPI）の上昇率等の情報を収集し調査すると規定するのみで、最低賃金を調整する際の考慮要素は規定していません。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

れらを解決するため、本法が制定されました。本法の主な内容は以下のとおりです。

(1) 最低賃金

使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります⁷（5条前段）。契約で最低賃金額に達しない賃金額を定めた場合、当該契約の定めは無効となり、賃金は最低賃金額と同額とみなされます（5条後段）。またこの場合には、使用者及び代表者は、2万NTDから150万NTDの行政過料が科され、加えて、使用者とその代表者の氏名等が公表されます（17条）。

現在適用されている最低賃金額は、労働部が本法施行前の最低賃金審議規則に基づき2023年9月14日に公表し⁸、2024年1月1日から適用された月額27,470NTD（引き上げ率約4.05%）、時給183NTD（引き上げ率約3.98%）です。本法施行後も本法に基づき決定された最初の最低賃金額が公表・適用されるまでは、この最低賃金額が引き続き有効となります。また、本法に基づく最初の最低賃金額は、この最低賃金額よりも低くすることはできないとされています（15条）。

なお、台湾の最低賃金額は「全国一律制」であり、日本のように地域別ではありません。また、月給制労働者の場合には「月額最低賃金」⁹、時給制労働者の場合には「時間最低賃金」¹⁰と二つの最低賃金額が定められています（4条）。このような運用は本法の施行前から事実上行われていたものですが、本法において、かかる運用が条文上明記されました。

(2) 最低賃金額の決定の仕組み

労働部が設置する最低賃金審議会¹¹は、毎年第3四半期（7～9月）に、翌年1月1日から適用する最低賃金の審議を行います（10条、14条）。審議の結果は行政院の審査を経て確定されます（13条1項、14条）。行政院が最低賃金審議会の意見を認めない場合は、労働部は、行政院の意見を受領した日から30日以内に再審議を行うことが必要となり、再審議を行った結果について、前述の規定に従い、再度行政院に提出して、審査を求めることとなります（13条2項）。

最低賃金額の決定は、明確な算式によるものではないものの、今回の法制定では、考慮要素として消費者物価指数（CPI）の上昇率が明記されているほか、労働生産性指数の上昇率、労働者の平均給与の上昇率、国の経済発展状況、国民総所得と1人当たりの所得、国内総生産とコスト構成の配分比、日用品物価と生産者物価の推移、各産業の発展状況と雇用状況、各産業の労働者給与、家計収支状況及び生活扶助基準額の10項目も参考にできるものとされています（9条）。

⁷ なお、最低賃金法における労働者、使用者、賃金の意義は労働基準法と同一です。従って、最低賃金法の適用範囲は基本的に労働基準法と同一となります（3条）。

⁸ 労働条2字第1120148404号公告。

⁹ 中国語「毎月最低工資」

¹⁰ 中国語「毎小時最低工資」

¹¹ 最低賃金審議会は、労働部長、経済部を代表する委員1名、国家発展委員会を代表する委員1名、労働者を代表する委員7名、使用者を代表する委員7名及び学者・専門家委員4名をもって組織するとされています（7条）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2. 核心的重要技術に関するリストの公表

執筆担当：鄭 鈺璇、森 琢真

2023年12月に、台湾の国家科学・技術委員会（以下、「科技会」）は、核心的重要技術のリスト（以下、「本件リスト」）を公表しました。以下、関連事項及び本件リストの概要を紹介します。

- (1) 核心的重要技術とは、外国、大陸地区、香港、マカオ、域外の敵対勢力に流出した場合、台湾の安全、産業競争力又は経済発展を大きく損ない、かつ次に掲げる条件のいずれかに該当するもので、行政院が公告し発効した後に、立法院に送付して確認を依頼したものをいいます。
 - ① 国際条約、国防の必要又は台湾の重要インフラ施設の安全防護の考慮に基づき、管理を行うべきもの
 - ② 台湾の先端的技術の創出を促進し、又は重要な産業の競争力を大幅に向上させることができるもの
- (2) 核心的重要技術のリストは、科技会が、認定、変更及びその他の審議を行うこととされています（核心的重要技術認定規則¹²1条）。
- (3) 外国、大陸地区、香港、マカオ、域外の敵対勢力等のために、窃取、横領、詐欺、強迫、無断複製そのほかの不正の手段により核心的重要技術の営業秘密を取得する行為又は不正行為により取得した核心的重要技術の営業秘密を使用し、もしくは漏洩する行為等を行った場合（国家安全法3条1項。2023年12月5日改正施行）、5年以上12年以下の懲役に加えて、500万NTD以上、1億NTD以下の罰金が併科されます（同法8条1項）。
- (4) 核心的重要技術の営業秘密を取り扱う関係者が大陸地区を訪問する際に審査及び認可の取得が必要とされています（台湾地区と大陸地区の人民関係条例9条、2023年4月28日改正施行）。本規定に違反した場合、200万NTD以上、1,000万NTD以下の過料が科されます（同条例91条3項）。

上記の核心的重要技術に該当する技術について、以下22件が本件リストに記載され、軍事、宇宙科学、農業、半導体及びサイバーセキュリティ関連の技術が含まれます。科技会は、2024年3、4月頃に更に第2回のリストを公表する予定とのことです。

	日本語訳	中国語
軍事		
1	軍用カーボンファイバー複合材料技術	軍用炭纖維複合材料技術

¹² 中国語：「國家核心關鍵技術認定辦法」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2	軍用カーボン高温耐性（耐摩耗性）材料技術	軍用炭/炭高温耐焼蝕材料技術
3	軍用新型敵味方識別装置技術	軍用新型抗干渉敵我識別技術
4	軍用マイクロ波・赤外線・マルチモードシーカー技術	軍用微波/紅外/多模尋標技術
5	軍用アクティブ式フェーズドアレイ偵察技術	軍用主動式相列偵測技術
6	ラムジェットエンジン技術	衝壓引擎技術
宇宙科学		
7	衛星コントロール技術	衛星操控技術
8	Xバンド画像ダウンロード技術	太空規格 X-Band 影像下載技術
9	映像圧縮エレクトロニクスユニット技術	太空規格影像壓縮電子單元(EU)技術
10	CMOS 映像センサー技術	太空規格 CMOS 影像感測器技術
11	光学ペイロードシステムの設計・製及び統合技術	太空規格光學酬載系統之設計、製造與整合技術
12	アクティブ式フェーズドアレイアンテナ技術	太空規格主動式相位陣列天線技術
13	受動型リフレクターアンテナ技術	太空規格被動反射面天線技術
14	レーダー映像処理技術	太空規格雷達影像處理技術
農業		
15	品種育成及び養殖技術 (菌糸体の液体培養、水産物単為生殖)	農業品種育成及繁養殖技術— 液體菌種培養技術、水産單性繁殖技術
16	農業バイオチップ技術 (農薬残留検査、動植物病原検査)	農業生物晶片技術— 農業薬物残留検査技術、動植物病原検査生物晶片技術
17	農業施設専門家システム技術 (農作物の温室、養殖漁業における環境の設計、運営及び管理)	農業施設専門家系統技術— 作物温室、養殖漁業水環境之設計、營運及維護管理專家系統技術
半導体		
18	14 ナノ以下の集積回路 (IC) 製造技術及び重要な関連ガス・化学品・設備技術 ¹³	14 奈米以下製程之 IC 製造技術及其關鍵氣體、化學品及設備技術
19	ヘテロジニアインテグレーションスパツ	異質整合封裝技術—

¹³ 經濟部産業發展署は、14 ナノ以下の技術を核心的技術の対象とした理由について「米国が技術管理の基準を 14 ナノとしており、国際的な基準に歩調を合わせたこと」と「台湾は 14 ナノ以下で世界シェアが約 70%あり、通信や人工知能 (AI)、車載電子などの分野で応用され、重要な技術であること」を挙げたとのことです。

<https://www.cna.com.tw/news/afe/202312050361.aspx>

MHM TAIWAN NEWSLETTER

	ケーシング技術 (ウエハーレベルパッケージング技術、 シリコンフォトニクスパッケージング技 術及び関連する特殊材料及び設備技術)	晶圓級封裝技術、矽光子整合封裝 技術及其特殊必要材料與設備技術
サイバーセキュリティ		
20	チップセキュリティー技術	晶片安全技術
21	ポスト量子暗号保護技術	後量子密碼保護技術
22	アクティブサイバーディフェンス技術	網路主動防禦技術

3. 証券取引所等の規則（上場会社等の董事会の設置及び職権行使に 関する遵守すべき事項）の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、青山 慎一

金融監督管理委員会が2023年3月に公表した「上場会社等の持続可能な開発行動案」¹⁴に基づいて、台湾の証券取引所とタイペイエクステンジ（TPEX）（以下、併せて「取引所等」）は、上場会社及び店頭公開会社（以下、「上場会社等」）に対して董事会に関する以下の規則（「上場会社董事会の設置及び職権行使に関する遵守すべき事項」、「店頭公開会社董事会の設置及び職権行使に関する遵守すべき事項」）¹⁵の改正を行いました。改正により、以下の内容が規定されました。

- (1) 2024年以降、董事会のメンバーのうち、性別が異なる者が少なくとも一人いなければならない¹⁶（4条2項）。
- (2) 2027年以降、独立董事の員数は董事の総数の3分の1を下回ってはならない¹⁷（4条3項）。
- (3) 2024年以降、半数以上の独立董事の任期は3期を超えて連続してはならない。また、2027年以降、全ての独立董事の任期は3期を超えて連続してはならない（4条4項）。

上記の規定に違反した上場会社等は、次の株主総会で当該規定に従い新たな董事の選任を行わなければなりません（8条1項）。新たな董事の選任を怠った場合、3万NTDの違約金の支払いが必要となることに加え、取引所等が上場会社等に対して相当期間を定めて違反を是正するよう求め、相当期間内に是正されない場合は、1営業日あたり1万NTDの違約金を課すことができます。また、個別の事案において、故

¹⁴ 中国語「上市櫃公司永續發展行動方案(2023)」

¹⁵ 中国語「上市公司董事會設置及行使職權應遵循事項要點」、「財團法人中華民國證券櫃檯買賣中心上櫃公司董事會設置及行使職權應遵循事項要點」

¹⁶ 但し、2024年1月1日（当該規定等の適用開始時）に任期が満了していない董事については、任期中は本項が適用されないこととされています。(2)及び(3)の規定も同様です。

¹⁷ 払込資本金が100億NTD以上の上場会社又は金融保険業の上場会社について、本条は2024年から適用されます。また、払込資本金が100億NTD以上の店頭公開会社又は金融業の店頭公開会社について、本条は2024年から適用されます。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

意もしくは重大な違反があり、又は株主の権利利益もしくは有価証券の価格に重大な影響を与えた場合、取引所等は、5万NTD以上、500万NTD以下の違約金を課すことができるほか、上場会社等に対してその職務の履行を怠った役員又は従業員を処分するよう求めることもできます（27条）。

II. コラム

1. 台湾における洋上風力発電開発の最新動向

フェーズ3第2期を見据えた「ブロック開発サイト容量付与作業要点」の改訂、「フェーズ3第2期産業関連政策」及び「フェーズ3第2期行政契約サンプルの草案」の公表

執筆担当：呉 思定、紀 鈞涵、鈴木 幹太

台湾における洋上風力発電ブロック開発フェーズ3第2期（以下、「3-2期」）に関して、經濟部エネルギー署¹⁸は、3-2期の開発事業者の選定及び容量付与を見据えて「洋上風力発電ブロック開発サイト容量付与作業要点」¹⁹を改訂しました（2023年11月23日公表、以下、「本要点」）。また、經濟部産業發展署²⁰は、台湾において、洋上風力に関連する主要な産業の強化を継続しつつ、一方で海外等の期待に応えるため、台湾域内での調達について、より柔軟な対応を可能とする観点から、3-2期の「洋上風力発電ブロック開発（第2期）産業関連政策」²¹を公表しました（2023年12月15日公表、以下、「3-2期産業関連政策」）。一方、經濟部は、3-2期の落札者と締結する行政契約のサンプルの草案²²を公表しました（2023年11月8日公表、以下、「3-2期行政契約サンプル草案」）。本コラムでは、台湾における洋上風力発電の取り組みの概要を紹介した上で、本要点、3-2期産業関連政策及び3-2期行政契約サンプル草案のポイント、3-1期からの変更点等を説明します。

なお、經濟部は本要点や3-2期産業関連政策等を公表する前に、開発事業者を対象として複数回の説明会と意見交換を行いました。こうした場において、一つの申請案件（プロジェクト）における配分発電容量の上限の引き上げや台湾域内での調達（ひいては台湾の関連産業の強化）等が重要な論点とされ、多岐にわたる議論が行われました。開発事業者からの要望等を受け、結果として、3-2期ではこれらの論点について、従前に比べ、開発事業者にとって有利な方向で変更がなされています。

¹⁸ 中国語「經濟部能源署」

¹⁹ 中国語「離岸風力発電區塊開發場址容量分配作業要點」

²⁰ 中国語「經濟部産業發展署」

²¹ 中国語「離岸風力発電區塊開發(第二期)産業關聯政策」

https://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=2&menu_id=41&news_id=113347

²² 中国語「2023年11月8日離岸風電區塊開發第二期機制規劃草案說明會議，會議資料，(草案)離岸風力発電區塊開發契約書(第二期：中華民國117年至118年完工併聯)」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(1) 台湾における洋上風力発電の取り組み概要

台湾における洋上風力発電は、フェーズ1「モデル事業奨励（中国語：示範獎勵）（2020年までに商業運転開始）」、フェーズ2「ポテンシャルサイト（中国語：潛力場址）（2025年までに完工の上、台湾電力²³の発電系統との連系完了）」、フェーズ3「ブロック開発（中国語：區塊開發）」という3段階の開発戦略に沿って、推進されています²⁴。

フェーズ3の「ブロック開発」では、フェーズ2「ポテンシャルサイト」の取り組み等をふまえ、台湾における洋上風力発電のサプライチェーンを完成させ、2026年から2035年までに合計15GWを新規導入することを計画しています。

そのうちフェーズ3の第1期から第3期について、2022年から2024年まで毎年3GWの選定手続を実施し、稼働開始予定の2026年から2031年までに合計9GWのウインドファームを導入する予定です。フェーズ3の第1期（すなわち3-1期）の開発事業者公募と選定は2022年12月に終了しました（2026年から2027年に完工の上、台湾電力の発電系統との連系が予定されています）。そして、フェーズ3の第2期（すなわち3-2期）は2028年から2029年までの間に完工の上、台湾電力の発電系統との連系が予定されており、各年度の分配容量は1.5GWとされています（フェーズ3の第3期は2030年から2031年までの間に完工の上、台湾電力の発電系統との連系が予定されており、各年度の分配容量は同様に1.5GW）。

その後も開発を継続し、フェーズ3の第1期から第3期の開発状況や国際技術の発展に応じて、別途6GWを2032年から2035年までの間に導入することを計画中のことです。

台湾における洋上風力発電の実績について、洋上風力発電は2017年には20,381MWh（台湾における再生エネルギーの合計発電量の約0.2%）、2023年1月から9月にかけては1,781,732MWh（台湾における再生エネルギーの合計発電量の約9.6%）を発電したことが報告されています²⁵。さらに、経済部の公表資料によれば、2023年までに台湾において238基の洋上風力発電機が設置され、累積設置発電容量は2.25GWに達したとのことです²⁶。

(2) 本要点、3-2期産業関連政策の内容と注意点

前述のとおり、今回の改訂により、本要点には3-2期を見据えた開発事業者の選定基準及び容量付与の基準が規定されており、その原則については、3-1期と同様に、「契約履行能力の審査」及び「競争入札」の二段階の方法で行われるものとされています。具体的には、「契約履行能力の審査」の段階において、主に「技術力」、「財務基盤」及び「産業関連政策の執行（台湾域内調達状況等）」の3つの観点から審

²³ すなわち、「台湾電力股份有限公司」のこと（通称としては「台電」又は「Taipower」）。台湾電力は台湾の唯一の公営電力会社です。

²⁴ 関連の説明は、『台湾ビジネス法務』（商事法務、2022年12月）373-374ページをご参照ください。

²⁵ 資料出典：経済部エネルギー署「再生エネルギー発電量2023年9月統計報告書」

(https://www.re.org.tw/information/statistics_more.aspx?id=6515)

²⁶ https://www.gov.tw/News5_Content.aspx?n=11&s=720619

MHM TAIWAN NEWSLETTER

査を行い、「契約履行能力の審査」を通過した事業者のみ、競争入札に参加することができることとされ、その上で「競争入札」の段階において、原則として売電価格で順位が決められ、落札者が決定されます（売電価格が同額の場合は産業関連政策の執行について総得点が高い事業者が優先されます）。

① 申請資格、開発サイトの選定、容量配分について

3-2 期を含めて各期の申請者は、原則として一つの申請案しか提出できず、「洋上風力発電ブロック開発サイト選定申請作業要点」²⁷（以下、「開発サイト選定要点」）に基づき、経済部に届出をすることとされており、かつ環境部から環境影響評価の初歩的な審査結果を取得することが必要とされています（本要点第 5 点 1 項(一)号と同(二)号）。

事業者による開発サイト選定は、他の既に建設計画許可が取得されたサイトと重複してはならず、またそれらのサイトの境界線との距離は少なくとも 1,200m 以上を保つこと（本要点第 5 点 1 項(四)号）、別途公表の制限区域²⁸との重複を避け、風力発電機とサイトの境界線の距離に関する規定等に従うこと（開発サイト選定要点第 5 点）、本要点別紙 1「サイト区画処理原則」に従うこと等が要求されています（本要点第 5 点 1 項(八)号）。

原則として一つの申請案あたり、最大 900MW の容量を申請できますが（なお 3-1 期では最大 500MW とされていました）、入札段階で 2 つ以上の企業グループと容量 100MW 以上の CPPA（電力購入契約）の意向表明書（LOI）を提出した場合、追加でさらに 100MW の容量の配分を申請できます。但し、期限到来後に CPPA を提出できない場合、付与された容量が当局により廃止される可能性があると考えられます。なお、CPPA の締結には時間がかかるという事業者側の意見を踏まえ、本改正では、（入札段階で 2 つ以上の企業グループとの容量 100MW 以上の CPPA に係る LOI を提出した上で）行政契約締結後の 18 か月以内又は融資実行後の 1 か月以内に売電容量 100MW 以上の締結済みの CPPA を提出すれば、追加で 100MW の容量配分を申請することができる旨が追加されました（本要点第 5 点 1 項(六)号、同第 6 点 1 項(四)号、同第 15 点 5 項参照）。

② 契約履行能力の審査について

ア 産業関連政策

前述のとおり、「産業関連政策の執行（台湾域内調達状況等）」の審査は、事業者選定の第一段階において、重要なポイントとなっています。これを受け、経済部は 2023 年 12 月 15 日に 3-2 期産業関連政策を公表しました。

台湾政府は、洋上風力発電のフェーズ 2 から、発電事業者に対し、台湾域内での調達を通じて、台湾における洋上風力発電関連産業の強化への協力を求めています。そしてフェーズ 3 の第 1 期（3-1 期）及び今般の 3-2 期において、洋上風力発電の開発に際し、3 つの目標を掲げています。すなわち、「エネルギーの自

²⁷ 中国語「離岸風力発電區塊開發場址規劃申請作業要點」

²⁸ 中国語「高敏感區域」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

給」(自立的なサプライチェーンの確立により再生可能エネルギーの安定供給を確保すること)、「経済的利益の産業への還元」(2年で3GWを導入し、新たな産業価値として2,641億NTDを創出し、2万9,450人の雇用を支援すること)、及び「アジアの洋上風力発電技術のリーダーシップの確立」(アジアの洋上風力発電市場に向けた産業技術の継続的な発展)の3つが目標とされています(3-2期産業関連政策2ページ)。また、政策として、①「洋上風力発電開発事業者に産業関連政策の実施に関する承諾を要請する」こと、②「新たな技術の継続的開発、産業クラスターの深化、投資促進、雇用創出」を行うこと、及び③「実施形態として、産業調達、産業協力(技術移転、技術提供、受託製造)、産業投資(独立事業、共同事業)」という3つの手法を用いて上記の目標の実現が図られることが挙げられています(3-2期産業関連政策3ページ)。

3-1期における産業関連政策の執行計画の審査基準では、重要開発項目と加点項目とに分け、全ての重要開発項目について60%以上実施されること、及び加点項目が10点以上であることが必要とされていました(3-1期の洋上風力発電ブロック開発サイト容量付与作業要点第10点(二)号)。この点について、EUから、WTO規則に違反する可能性等があるとの批判を受けていました²⁹。

3-2期では、重要開発項目と加点項目といった区別はなくなり、業者選定の条件として台湾域内調達関連の24項目を設定し、項目ごとに域内調達の度合いを点数化した上で120点満点中70点以上であることが必要とされます(本要点第10点(二)号、3-2期産業関連政策4-5ページ)。

また、3-2期では、「産業関連政策の執行項目」において、水中基礎及び風力発電機のナセル組立品について、台湾域内調達の程度に応じて異なる点数が付与されます(3-2期産業関連政策3-4ページ)。風力発電機のブレード、海底ケーブル、風力発電機の締結部品、風力発電機のブレードの素材、主要な施工船舶を使用する海洋工事サービス、及び運営・維持管理技術サービス等の実施内容は、特定の選択肢からの選択に応じて異なる点数ポイントが与えられます(3-2期産業関連政策3-4ページ)。

そして、洋上風力発電プロジェクト建設において、重要なポイントの一つである海洋工事サービスについて、開発事業者が台湾域内の主要な施工船舶の使用を採点項目として選択した場合、柔軟な対応策として、施工船舶を使用することを証明できる「優先請負契約書」³⁰と、施工船舶を使用できない場合の代替案である「補足提案書」³¹を併せて提出するものとされ、かつ行政契約締結後の6か月以内に締結済みの関連契約書を提出するものとされています(提出できない場合、補足提案を実行する必要があります)(本要点第6点1項(二)号、3-2期産業関連政策18ページ、同20ページ)。

²⁹https://www.eeas.europa.eu/delegations/world-trade-organization-wto/eu-statement-trade-policy-review-separate-customs-territory-taiwan-penghu-kinmen-and-matsu-7_en?s=69

³⁰ 中国語「優先承攬協議」

³¹ 中国語「替代方案」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

なお、3-2 期の「産業関連政策の執行」審査段階では、「開発者とサプライヤーが同意した産業関連執行計画に適合した台湾域内調達実施内容協議書」³² (3-2 期産業関連政策別紙 26 ページ以下) の提出が必要とされます (本要点第 6 点 1 項(二)号、本要点第 8 点(三)号、3-2 期産業関連政策 5 ページ)。そして、事業者として選定された後、融資が実行される前に、サプライヤーとの条件付き商業契約や正式な商業契約を提出する義務があります (本要点第 8 点(三)号、3-2 期産業関連政策 5 ページ)。さらに、融資が実行された後、完全な効力を有する正式な商業契約を提出する必要があります (本要点第 8 点(三)号、3-2 期産業関連政策 6 ページ)。

イ 技術力と財務基盤

産業政策の執行以外に、技術力³³ (60%を占める) と財務基盤³⁴ (40%を占める) の平均点数が 70 点以上と評価される場合は合格とされます (本要点第 10 点(一)号、本要点別紙 8)。

③ 入札について

発電の容量について、入札の結果判定された順位により、900MW (第 1 位)、700MW (第 2 位)、500MW (第 3 位以下) の容量上限が付与されます (本要点第 15 点 1 項(二)号)。

順位の決定は、売電価格³⁵で決められ、同額の場合は産業政策の執行 (台湾域内調達) について総得点が高い者が上位とされ、同点であれば抽選により決定されます (本要点第 14 点)。

3-2 期について、経済部の公告によると、入札申込の期限は 2024 年 4 月 10 日午後 5 時まで (入札の申込みは 2024 年 3 月 11 日午前 9 時から) とされており、落札結果は同年 5 月に公表される予定です³⁶。

申請する開発事業者は、2024 年 3 月 11 日から入札申込の期限まで、下記の必要書類を提出する必要があります (本要点第 6 点 1 項(一)号)。

- 一 洋上風力発電ブロック開発サイト容量付与申請書 (本要点別紙 3)
- 二 經濟部より開発サイト選定要点第 7 点 5 項に基づき発行した届出受理書類
- 三 直近の環境影響評価の議事録と環境影響評価の説明書
- 四 洋上風力発電ブロック開発サイト容量付与計画書 (技術力と財務基盤) (本要点別紙 4)
- 五 台湾電力が発行する再生可能エネルギー発電系統連系審査意見書³⁷
- 六 開発サイトの位置図、風力発電設備の立地図、周辺開発サイトの関係位置図

³² 中国語「開發商與供應商合意之符合產業關聯執行方案之在地化執行內容協議書」

³³ 審査基準：開発事業者及び提携チームの経験及び能力、発電場所計画の完成度、実行可能性及び適合性

³⁴ 審査基準：開発事業者の財務健全性及び国内金融機関との提携計画の完成度、実行可能性及び適合性

³⁵ 入札額である売電価格の上限を 2.49NTD/kw とし、下限を 0NTD/kw としています (本要点第 11 点)。

³⁶ 3-1 期と同様に、全ての応募者が売電価格を ONTD /kw に設定する可能性が高いと考えられています。

³⁷ https://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=113054

³⁷ 中国語「再生能源發電系統併網審査意見書」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

- 七 申請案に関する情報利用の同意書（本要点別紙 5）
- 八 申請代理人委任書（本要点別紙 6）
- 九 そのほか経済部が指定する書類（例えば、洋上風力発電ブロック開発サイト容量付与計画書（産業関連執行計画）（本要点第 6 点 1 項(二)号、本要点第 8 点(三)号、3-2 期産業関連政策参照）³⁸、及び競争入札及び発電容量の付与に関する書類（本要点第 6 点 1 項(三)号、本要点別紙 7）等の提出も必要とされます。）

④ 行政契約サンプルの草案

落札者は、申請案の順位と発電容量の付与結果に関する通知を受けた後、経済部の指定する期限までに行政契約を締結する等の手続を行う必要があります³⁹（本要点第 17 点 1 項、同 2 項）。経済部より事前に行政契約のサンプルを公表し、原則としてその内容で落札者と正式な行政契約を締結することが想定されています。本稿の作成時点では、経済部はまだ 3-2 期の行政契約サンプルの正式版を公表していませんが、以下は経済部から公表された 3-2 期行政契約サンプルの草案に基づき、3-1 期の行政契約のサンプルと対比しつつその注目点を説明します。

まず、台湾電力の発電系統の連系期限については、通常、経済部から通知された期限までに完成しなければなりません。3-1 期行政契約サンプルと異なり、草案によれば、台湾域内調達に関連する一定の条件を満たす場合、1 年間の延長が可能です（3-2 期行政契約サンプル草案 6 条(三)項）。

また、落札者が 3-2 期行政契約サンプル草案に規定される義務を履行できない場合に関する不可抗力事由や落札者の責めに帰することができない事由について、施工のために必要なオフショア支援船の台湾内外における不足がこれらの事由の一つとして明記されました（3-2 期行政契約サンプル草案 13 条(三)項 5 号）。

なお、契約違反の罰則については、原則として 3-1 期行政契約サンプルの内容が維持されましたが（3-2 期行政契約サンプル草案 14 条から 16 条）、特に台湾域内調達義務の未履行に関する罰則は、草案では 3-2 期の関連する規定に応じて調整されています（3-2 期行政契約サンプル草案別紙）。

⑤ 保証金の分割払いについて

落札者は、行政契約を締結するまでに少なくとも 50%の保証金⁴⁰を支払い、行政契約締結後の 1 年以内又はプロジェクト融資が実行された後の 1 か月以内のいずれか早い日までに残りの金額の支払いを行うこととされます（本要点第 18 点 3

³⁸ 産業関連執行計画について、主要な施工船舶の使用を採点項目として選択した場合、施工船舶を使用することを証明できる「優先請負契約書」と、施工船舶を使用できない場合の代替案である「得点補足提案書」を提出する必要があります。

³⁹ 行政契約の問題点としては、例えば、産業関連執行計画については、経済部エネルギー署が発表した現行版とそれ以降のバージョンは、いずれも契約の一部であり、政府はいつでも契約の義務の範囲を調整することができることとされているところ（3-2 期行政契約草案 7 条 2 項）、一般の商取引であれば、契約当事者に別段の合意がない限り、一方的に契約の内容を変更することはできないのが原則だが、行政契約の場合係る原則とは異なることになり、事業者の義務やリスクが予測し難い面があるという指摘があります。

⁴⁰ 保証金額は、発電容量 1MW ごとに 200 万 NTD を掛けた金額とされます（本要点第 18 点 1 項）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

項)。電気事業ライセンスを取得してから1年経過した場合や行政契約が終了又は解除された場合、行政契約に違反した場合又は他の保証金を返還できない理由がある場合を除き、經濟部は落札者に無利息で保証金を返還することとされます(本要点第18点4項)。

3-1期の行政契約の締結までの全額保証金の支払義務(3-1期の洋上風力発電ブロック開発サイト容量付与作業要点第18点3項)と比べると、3-2期の保証金分割払い制度は開発事業者にとって有利な条件と見られます。

2. 総統及び立法委員の選挙制度の要点解説

執筆担当：鄭 鈺璇、蘇 春維、紀 鈞涵、鈴木 幹太

台湾では、2024年1月13日に「総統及び副総統」(以下、「総統」と総称)と立法委員(日本の国会議員に相当)の選挙が行われます。以下では、まず台湾の選挙制度の要点を説明し、次に総統選挙と立法委員選挙の要点を説明します。

(1) 台湾の選挙制度の要点⁴¹

① 有権者⁴²の資格(選挙権)

台湾では、各選挙区で4か月以上(総統選挙の場合、台湾内に6か月以上)居住している満20歳⁴³の公民が、選挙権を有する者(有権者)とされます⁴⁴。投票日20日前までに、戸政機関が戸籍登記⁴⁵の情報に基づき、このような者を有権者名簿⁴⁶に登録します。有権者が自ら選挙前に予め有権者の登録や登記を行う必要はありません。

投票地は戸籍地のみであり、在外投票制度はありません。また、期日前投票制度もありません。このため、戸籍地以外に住んでいる有権者(例えば海外に居住している有権者)は、投票日に台湾の戸籍地に戻って投票する必要があります。

また、選挙時に特定の候補者を当選させる目的で虚偽に特定の候補者の選挙区に戸籍を移転することにより、特定の選挙区で投票できる資格を取得して投票する、いわゆる「幽霊人口」による投票という問題があります。台湾の刑法146条2項では、このような「幽霊人口」による投票を禁止しており、違反した場合、5年以下の有期徒刑に処されます。

⁴¹ 参考資料：[選挙及公民投票\(國情簡介-政治\)\(ey.gov.tw\)](http://ey.gov.tw)

⁴² 中国語「選舉人」

⁴³ 民法の成年年齢は2023年1月1日に18歳に引き下げられていますが、選挙権年齢の18歳への引下げに関する憲法改正案は、2022年11月26日の国民投票で否決されました([MHM TAIWAN NEWSLETTER 2022年12月創刊号\(Vol.1\)](#)を参照)。

⁴⁴ 公職人員選挙罷免法14条、15条、総統副総統選挙罷免法12条1項

⁴⁵ 台湾では、戸籍制度もありますが、日本の制度と異なり、戸籍と住民票が一体となっています。従って台湾の戸籍には住所が記載されており、行政管理上、戸籍謄本は住所の証明情報にはなりますが、民法上の「住所」と必ずしも同じとは限りません。

⁴⁶ 中国語「選舉人名冊」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

② 候補者の登録の権利（被選挙権）

台湾の公民は、総統副総統選挙罷免法、公職人員選挙罷免法に規定される候補者の要件を満たす限り、原則として、だれでも候補者として登録することができます⁴⁷。ただ、総統及び副総統の候補者は、政党の推薦が必要となり、政党の推薦がない場合、直近の総統選挙の有権者総数 1.5%以上の署名資料の提出が必要となります⁴⁸。

③ 公共費用での選挙助成

政府は選挙活動に一定の費用助成を提供します。助成対象には政見発表会、テレビ政見発表会、政党のテレビ広告、選挙公報の印刷と発送等が含まれます。選挙において候補者が得票数の一定割合を達成した場合、各票ごとに一定金額の助成金が候補者に支給されます。

④ 女性の政治参加の権利保障

女性の政治参加の権利を保障するため、各地方の代議員選挙では、一定の女性当選枠が設けられています。具体的には、選挙区で当選枠が 4 人に達する場合、少なくとも 1 人は女性である必要があり、当選枠が 4 人超えるごとに、女性を 1 人追加し、選出する必要があります。また、選挙区のない比例代表の立法委員（下記の「三、立法委員選挙」をご参照ください）について、各政党の当選者名簿において女性の比率は 2 分の 1 を下回ってはなりません。

⑤ 監察員の制度

選挙の透明性や公正性を確保し、不正行為を防ぐために、各投票所と開票所には原則として少なくとも監察員 2 名を配置します。政党や候補者は投票所と開票所の監察員を推薦することができます⁴⁹。

(2) 総統・副総統選挙

台湾では、1996 年に初めて、総統が直接選挙により選出されました。台湾の総統の任期は 1 期 4 年で、再選は 1 度に限り可能と定められています⁵⁰。このため、2020 年に再選された現職の蔡英文総統は今回の総統選挙に出馬出来ず、2024 年 5 月に離任することになります。

台湾の総統選挙は、相対多数制を採用しています。つまり、選挙で勝利するには、有権者数の過半数の同意が必要ではなく、他の候補者に比べて相対的に多数の票を獲得すれば当選するとされています⁵¹。台湾中央選挙委員会が公表した情報によると、

⁴⁷ 例えば、台湾に 6 か月以上居住し、戸籍を 15 年以上有し、かつ満 40 歳になる等の要件を満たしている公民は、原則として総統又は副総統の候補者として登録できます。満 23 歳になる等の要件を満たしている公民は、原則として公職人員の候補者として、登録できますが、直轄市の市長、県（市）長の候補者は満 30 歳になる必要があります（総統副総統選挙罷免法 20 条 1 項、公職人員選挙罷免法 24 条 1 項）。

⁴⁸ 総統副総統選挙罷免法 21 条 2 項、23 条 4 項

⁴⁹ 公職人員選挙罷免法 59 条

⁵⁰ 憲法増補条文 2 条 6 項。即ち総統任期は最大 8 年。

⁵¹ 総統副総統選挙罷免法 63 条 1 項を参照。候補者（2 名 1 組）が 1 組しかいない場合、当選するには、その得票数は有権者総数の 20%以上でなければならないとされています（同法 63 条 2 項）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

前回の総統選挙における台湾の有権者数は 1,931 万 1,105 人、投票したのは 1,446 万 4,571 人で、史上最高投票率の 74.9%に達しました。

(3) 立法委員選挙

台湾の立法委員数は合計 113 議席に設定されています。このうち選挙区の立法委員（県、市等の地方自治体に所属する）が 73 席、平地原住民の立法委員が 3 席、山地原住民の立法委員が 3 席、選挙区のない比例代表の立法委員が 34 席となっています。立法委員の任期は総統と同じ 4 年ですが、再選については制限がありません。

台湾の立法委員選挙は、日本の衆議院議員総選挙と同様に、「小選挙区比例代表並立制（1 人 2 票制）」⁵²が採用されています。有権者は小選挙区の立法委員に 1 票を投票し（原住民の有権者が原住民の立法委員に投票する）、もう 1 票を政党の比例代表に投票します。政党票の得票率が 5%以上に達した政党を対象として、総得票数に比例して、各政党の当選人数が決まります。各政党が届け出た候補者名簿には、各候補者の当選人となるべき順位が記載され、その順に当選人が決まります。小選挙区と比例区に重複して立候補することはできないため、日本の衆議院議員総選挙にある「比例復活」は台湾では生じません。

セミナー情報

- セミナー 『グローバル労働法カレッジ「台湾編」～現地労働法の基礎と労務・労働事情を学ぶ～』
開催日時 2024 年 3 月 12 日（火）14:00～17:00
講師 鈴木幹太、紀鈞涵
主催 一般社団法人経団連事業サービス

ニュース

- 新人弁護士（60 名）が入所しました
朝岡 駿太郎、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛、猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大、岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥、小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、荘司 晴彦、白崎 翔、管 優太郎、鈴木 晴人、高久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎、利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬、根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓真、平島 圭悟、深見 瑞、藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花、三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗、若尾 和哉、若林 慶太

⁵² 中国語「單一選區兩票制」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

郎、渡辺 貴子

➤ パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の17名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で17名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、高松 レクシー、ラウイー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。